

**国民健康保険限度額適用認定証**  
**国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証**

をお持ちのみなさんへ

この認定証は、療養を受けた時に医療機関の窓口で資格確認書と一緒に提示することにより、保険適用分の医療費が定められた上限額以上にかからないようになり、入院したときの食事代も安くなる場合があります（一部の適用区分のみ）。したがって医療費が高額になる場合は、資格確認書と一緒に認定証を提示してください。

この制度は、年齢と所得の状況によってそれぞれの区分にわかれます。区分ごと毎月の限度額と食事負担額が変わります（下記参照）。

■ 70歳未満の方

| 所得区分 ※1             | 適用区分 ※2 | 自己負担限度額（月額）                                    | 食事標準負担額（1食）    |
|---------------------|---------|------------------------------------------------|----------------|
| 901万円超              | ア       | 270,300円＋（医療費－901,000円）×1%<br>（年間上限1,680,000円） | 550円<br>（減額なし） |
| 600万円超から<br>901万円以下 | イ       | 179,100円＋（医療費－597,000円）×1%<br>（年間上限1,110,000円） |                |
| 210万円超から<br>600万円以下 | ウ       | 85,800円＋（医療費－286,000円）×1%<br>（年間上限530,000円）    |                |
| 210万円以下             | エ       | 61,500円<br>（年間上限530,000円）                      |                |
| 住民税非課税世帯            | オ       | 36,900円<br>（年間上限290,000円）                      | 270円 ※3        |

※1 「旧ただし書所得」で計算をし、総所得金額などから基礎控除額（43万円）を差し引いた額になります。

※2 世帯主および国保加入者で未申告の方がいますと、区分は「ア」になります。

※3 過去1年間の入院日数が90日を超えた場合は、220円となります。

（ただし、申請が必要となりますので領収書や医療機関発行の証明書などで入院日数が90日を超えている事がわかるものを持参してください）

■ 70歳以上の方

| 所得区分 ※1               |                  | 外来と入院（世帯単位）                                    |                           | 食事標準負担額（1食）    |
|-----------------------|------------------|------------------------------------------------|---------------------------|----------------|
|                       |                  | 外来（個人単位）                                       |                           |                |
| 現役並み所得者<br>（自己負担割合3割） | Ⅲ（課税所得690万円以上）   | 270,300円＋（医療費－901,000円）×1%<br>（年間上限1,680,000円） |                           | 550円<br>（減額なし） |
|                       | Ⅱ（課税所得380万円以上）※4 | 179,100円＋（医療費－597,000円）×1%<br>（年間上限1,110,000円） |                           |                |
|                       | Ⅰ（課税所得145万円以上）※4 | 85,800円＋（医療費－286,000円）×1%<br>（年間上限530,000円）    |                           |                |
| 一般（課税所得145万円未満等）      |                  | 22,000円<br>（年間上限216,000円）                      | 61,500円<br>（年間上限530,000円） | 270円 ※3        |
| 低所得者Ⅱ ※4              |                  | 11,000円<br>（年間上限96,000円）                       | 25,700円<br>（年間上限290,000円） |                |
| 低所得者Ⅰ ※4              |                  | 8,000円                                         | 15,700円<br>（年間上限180,000円） |                |

※4 『国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証』を提示しなかった場合は、現役並み所得者Ⅲまたは一般の所得区分の方と同じ金額での計算になります

☆ 有効期限について

有効期限は認定証に記載してあります。毎年8月1日に所得の判定年度が変更になりますので、有効期限は毎年7月末までとなっております。

ただし、有効期限内に70歳の誕生日を迎える方は、誕生日月の翌月より国民健康保険高齢受給制度の対象となりますので、有効期限も70歳の誕生月の末日までとなります。

また、75歳の誕生日を迎える方は、後期高齢者医療制度の対象者となり有効期限は誕生日の前日までとなります。誕生日以降の限度額認定証については、後期高齢者医療の担当へご確認ください。

☆「マイナ保険証」を利用した場合、限度額認定証等がなくても限度額を超える支払が免除されます。（マイナ保険証をお持ちで、区分が「オ」または、「低Ⅱ」の方が過去1年間の入院が90日を超えた場合は標準負担額減額認定証の申請が必要になります。）